

日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル

(The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team : J D A - D A T)

(基 礎 編)



Ver. 1
2014. 2

目 次

はじめに	…3
I 基本事項	
1 目 的	…4
2 活動内容	…6
3 派遣・出動	…8
4 チーム編成（リーダーとスタッフ）	…10
5 教育と訓練	…12
6 ボランティア活動と責任	…14
II アクション	
1 出動体制準備	…18
2 出 動	…20
3 支援活動と報告	…23
4 活動手段・方法	…27
5 経 費	…28
6 平時の活動	…29
III 参考資料	
1 日本栄養士会災害支援チーム運営要綱	…32
2 日本栄養士会災害支援チームスタッフ研修要領	…35
3 災害対策基本法	…36
4 災害救助法	…36
5 防災基本計画	…38
6 府省庁防災業務計画	…42
7 災害救助法による救助の程度、方法及び 期間並びに実費弁償の基準	…45
8 災害救助法による救助の実施について	…46
9 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	…47
10 地域における行政栄養士の基本指針	…49
11 避難所の食事内容の改善に関する緊急提案	…50
12 避難所における食事提供の計画・評価の ために当面目標とする栄養の参照量について	…51
13 避難所における食事提供に係る適切な 栄養管理の実施について	…52

は じ め に

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災では、多くの方の命や財産を失うなど未曾有の被害をもたらした災害となりました。

この災害では、私ども日本栄養士会も国内外からの管理栄養士・栄養士のボランティアを募り、延べで約1,600名を被災地に派遣し、栄養・食生活面での支援活動を行いました。その活動は、避難所や施設での支援や在宅者への訪問など幅広い活動を行い、微力ではありますが被災地の復興に向けお手伝いできたと思います。

しかし、災害時のボランティア活動での課題や問題点なども発生し、喫緊の対応が求められました。特に、栄養・食生活面での支援においても、災害発生の早期から取り組む必要性を感じました。

そこで、日本栄養士会では、災害が発生した時迅速に支援活動を行う機動性の高い管理栄養士・栄養士チームを備えることを検討し、「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）」を創設しました。このJDA-DATは、大規模な災害が発生した時に、迅速に被災地での栄養・食生活支援活動を担うことを目的としていますが、平時においては地域での災害対策活動などへの支援も担えるチームであると考えています。

JDA-DATは、全国の都道府県栄養士会の協力のもと、すべての管理栄養士・栄養士が一丸となって初めて機能が発揮されるものです。本マニュアルは、JDA-DATのメンバー一人ひとりがその役割や意志を理解し、共有するために編纂しました。ぜひ、各都道府県栄養士会で行われるスタッフ養成研修やフォローアップ研修などで、ご活用ください。

平成26年2月

公益社団法人 日本栄養士会
JDA-DAT運営委員会

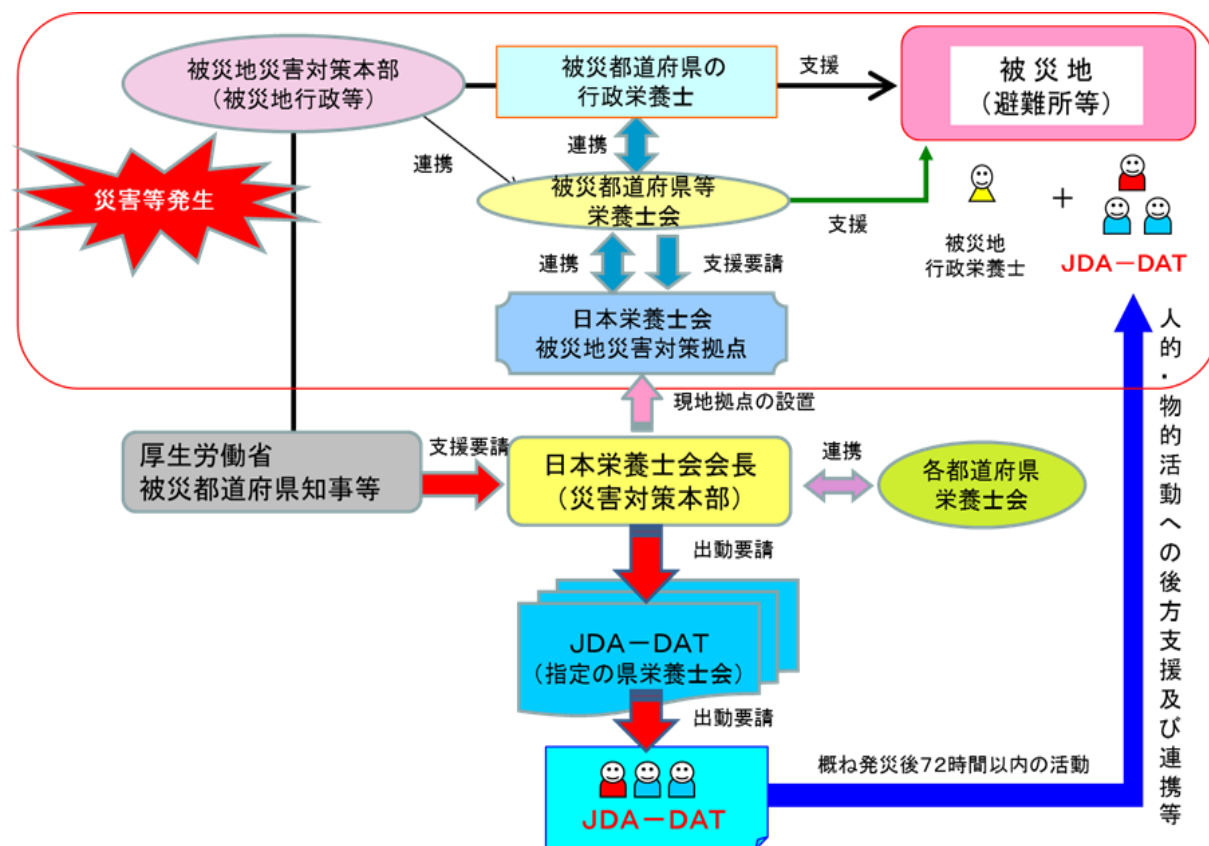
I 基本事項

1 目的

JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）は、日本国内外で大規模な地震、台風等の自然災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行うことを目的とします。

JDA-DATは指定栄養士会※ごとに設置され、大規模災害が発生すると被災していない栄養士会のJDA-DATは、自らまたは日本栄養士会、国・自治体等からの要請をうけて、速やかに支援活動の行動を行います。

※指定栄養士会とは、JDA-DATを有する意思および人員等を備え、日本栄養士会長に申し出た都道府県栄養士会のことをいいます。



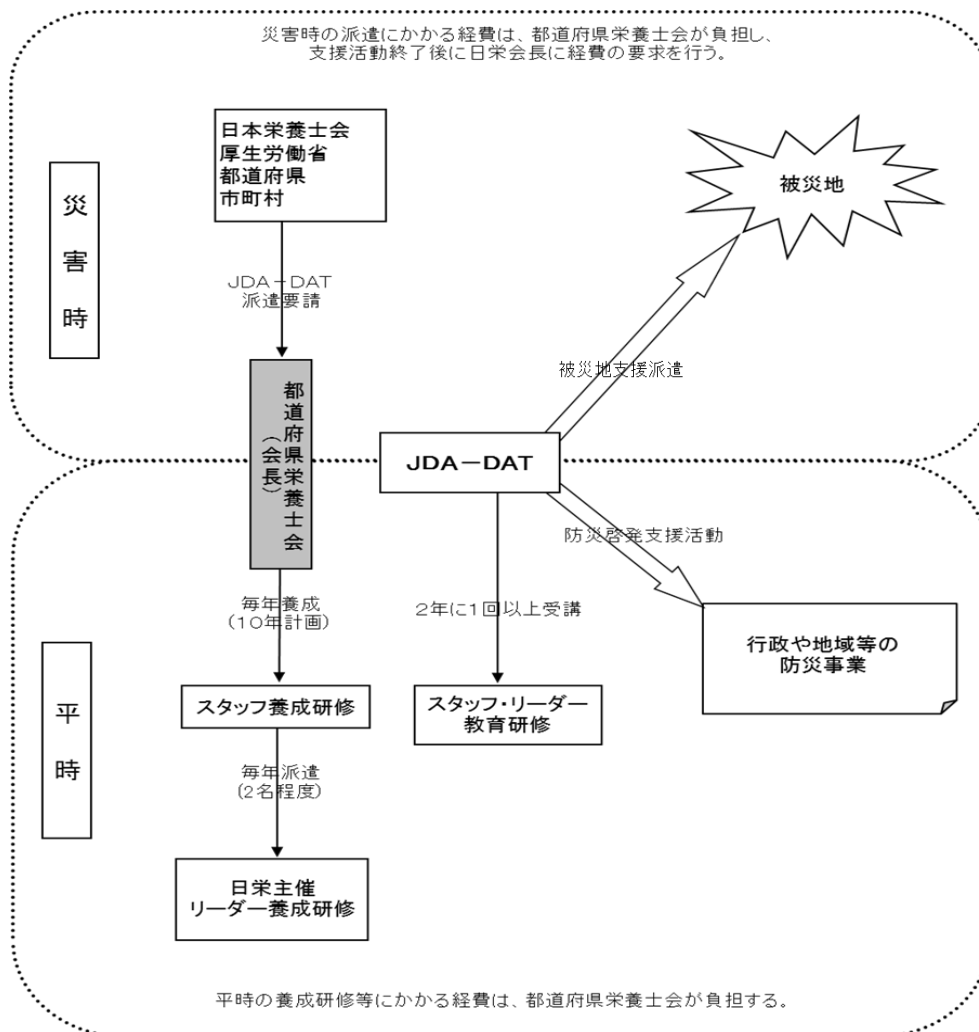
P1 J D A - D A T (The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team) の
支援活動イメージ

【JDA-DATの条件】

- 1 急性期に活動する（概ね72時間以内）
- 2 機動性を有する
- 3 専門的トレーニングを受けている
- 4 栄養に関して緊急を要する支援を行うことを目的とする栄養支援チーム
- 5 広域に対応できる
- 6 自己完結性を有する

JDA-DATは、所属する都道府県栄養士会長の命令を受けて、大規模災害の発生後72時間以内（フェイズ0）に行動できる機動性が要求され、活動時は被災地で適切な栄養支援が行えるスキルが必要となります。

そのためには、災害時の栄養支援活動が行えるスタッフの養成とスキルの維持向上を図るためのフォローアップ研修などの育成を継続的に行う必要があります。



【P3】 都道府県栄養士会におけるJDA-DAT運営例

2 活動内容

- 1 被災地の医療・福祉・行政栄養部門と連携して情報の収集・伝達・共有化を行い、緊急栄養補給物資の支援などを行います。
- 2 被災施設及び避難所等の責任者の許可のもと、被災者への栄養補給などの支援を行います。
- 3 個人の被災者に対して、直接栄養補給などの支援を行います。
- 4 対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関に連絡を行うなど、必要な対応を行います。
- 5 移動・搬送手段、調製粉乳、栄養製品等の栄養補給食品の調達手段などについては、自ら確保して継続した活動を行います。

○緊急栄養補給物資の支援とは、栄養補給物資を必要とする避難所等の場所と数、必要物資の内容などを把握し、物資の手配や分配指揮などのことをいいます。

○避難所などの管理責任者は、管理する内容により細分化され複数人いる場合があるので、被災地の組織体制を速やかに把握する必要があります。

○調製粉乳や栄養補給食品は、賛助会員等と協定を結ぶなど都道府県栄養士会で手配しておくことが望ましい。

○特殊な栄養製品の確保については、必要が認められる場合は、日本栄養士会長に支援要請することができます。

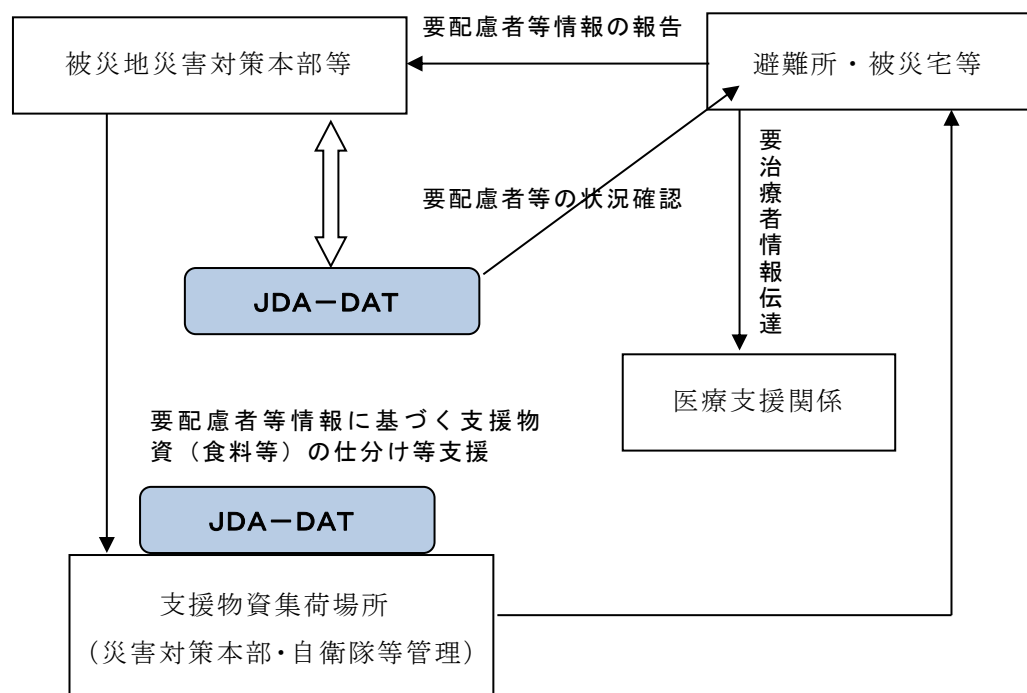
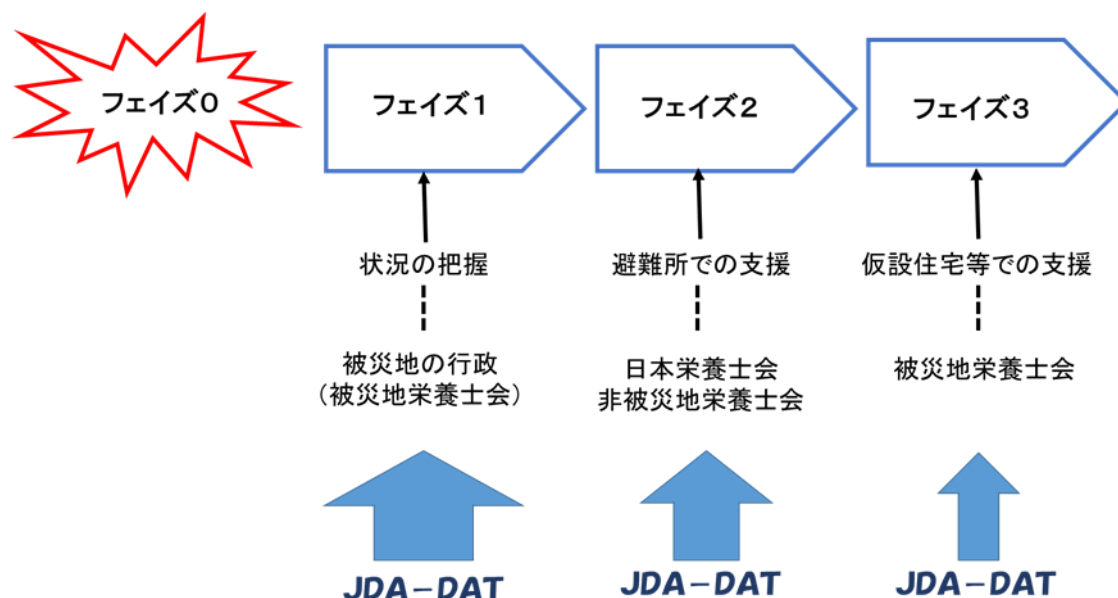


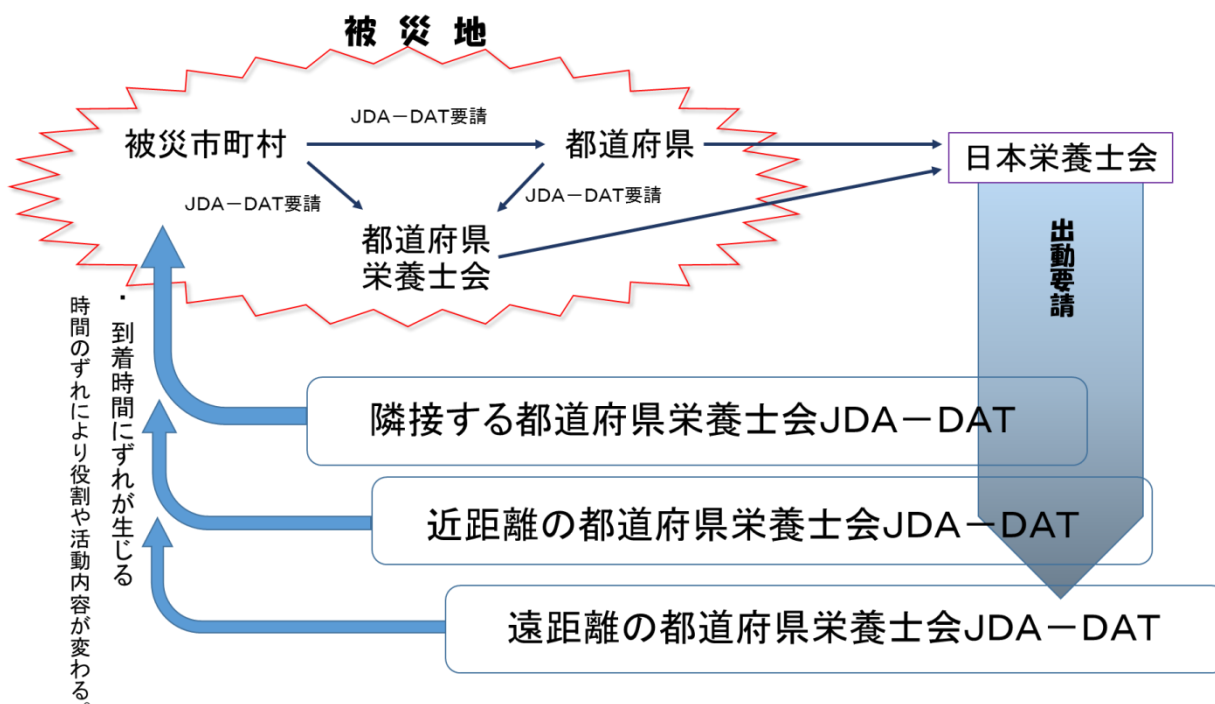
図1 JDA-DAT活動イメージ

【JDA-DATの活動の流れ】

JDA-DATは、大規模災害が発生するとその初動時における状況を把握するための情報の収集と伝達等を主な役割としていますが、規模や状況により全国のJDA-DATにつなげ長期的支援を行うこともあります。



P5 発災後のJDA-DATの関わり I



P6 発災後のJDA-DATの関わり II

3 派遣・出動

【 出 動 基 準 】

- 1 被災地において、複数の大規模避難所が設置されると見込まれる場合
- 2 被災地において、被災者の栄養管理が必要と判断され、出動することが効果的であると認められる場合
- 3 国あるいは都道府県、都道府県栄養士会などから出動要請があった場合

【 出 動 要 請 】

- 1 日本栄養士会長は、JDA-DATを出動させることが効果的であると判断したときは、指定栄養士会長に対して出動を要請します。
- 2 日本栄養士会長は、災害現場に出動している医療機関等の長から出動要請があったときは、指定栄養士会の長に対してJDA-DATの出動を要請します。
- 3 指定栄養士会の長は日本栄養士会長からの要請を受け、出動が可能と判断した場合には、速やかにJDA-DATを出動させます。
- 4 指定栄養士会の長は、明らかに出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、日本栄養士会長の要請を待たずにJDA-DATを出動させることができます。

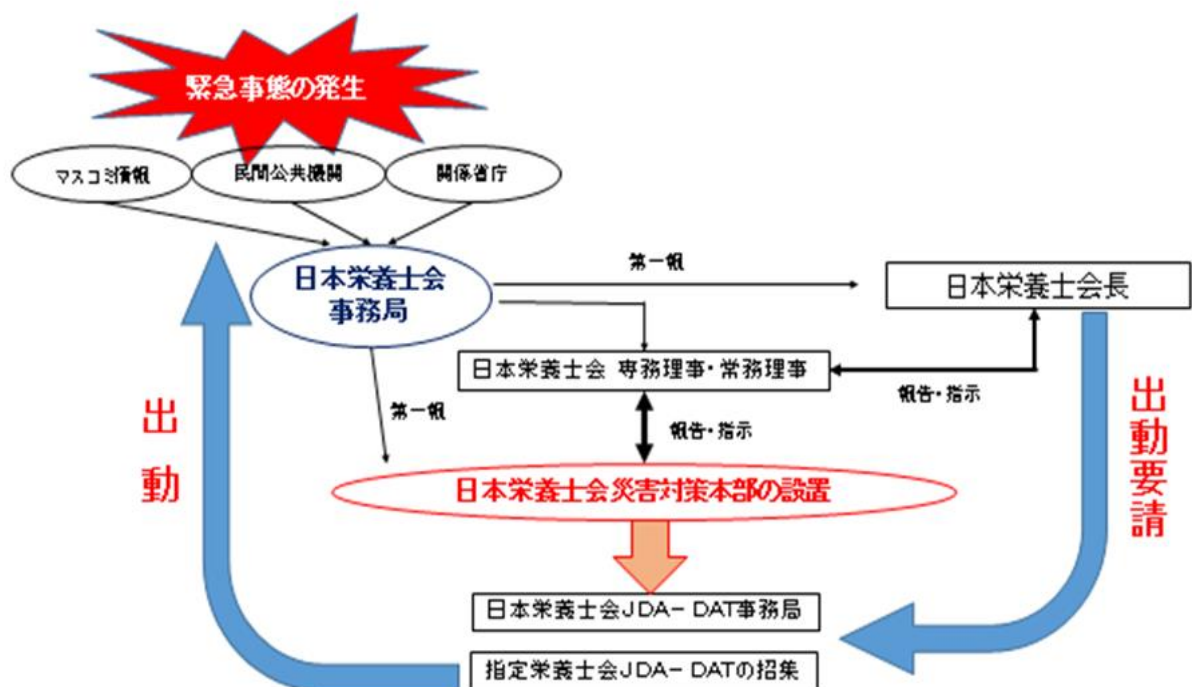


図2 初動対処の流れ

【出 動 待 機】

指定栄養士会長は、日本栄養士会長の要請を待たずに待機させることができます。

- 1 指定栄養士会の都道府県内において、震度５弱以上の地震が発生した場合
- 2 東京都２３区で震度５強以上の地震が発生した場合
- 3 その他の地域で震度６弱以上の地震が発生した場合
- 4 津波警報（大津波警報）が発令された場合
- 5 東海地震注意報が発令された場合
- 6 台風、豪雨等の自然災害が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合
- 7 J D A - D A T の出動を要請すると判断するような災害が発生した場合

Q 「J D A - D A T スタッフ従事承諾書（様式第６号）」について、提出先・提出方法・提出期限について確認したい。また、災害・非常時は、必ず出動しなければならないですか。常識の範囲内で参加できる状況で、その時に施設の承諾をさらに得ての参加という解釈でよいですか。

A 「J D A - D A T スタッフ従事承諾書（様式第６号）」はスタッフ自身が職場の理解を得て、出動・活動しやすくしていただくためのものです。当該承諾書がなければ活動できないというものではありませんが、緊急時に速やかに活動していただくためにも、承諾を得ていただくことをおすすめします。承諾が得られた時点で直接原本を日栄へご提出ください。（複写してご自身でも保管ください）。

Q 支援物資の調達はどのようにしたら良いですか？

A J D A - D A T の活動は、７２時間以内に被災地での情報収集を第一の活動としていますので、緊急に必要な最小限の物資の搬送と考えています。物資の調達は、原則として日本栄養士会および都道府県栄養士会で準備していただくことになります。具体的には、要配慮者（災害弱者：乳幼児・高齢者・疾患・アレルギー等）に対応した最小限の支援物資を持参することを考えています。また、賛助会員等へは支援物資等の無償提供を依頼いたします。

Q 個人が持参した支援物資の費用は請求できますか？

A 自己負担をお願いします。

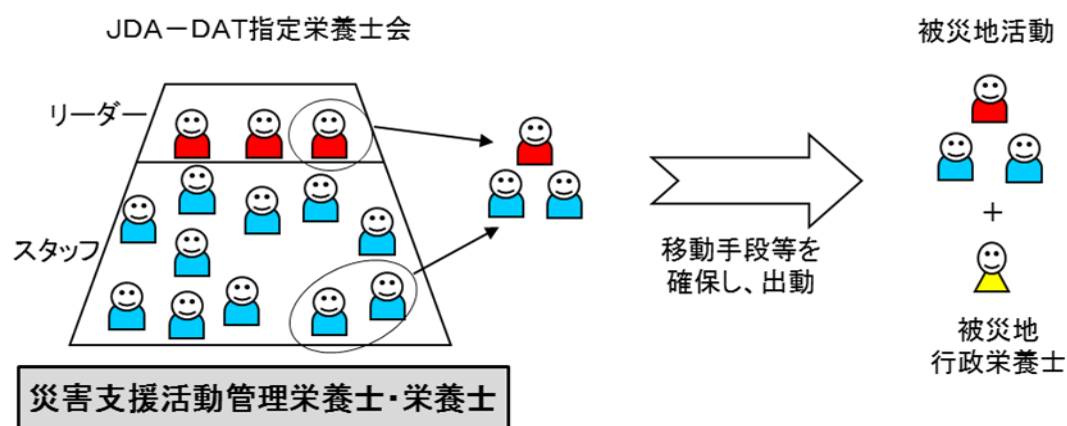
4 チーム編成（リーダーとスタッフ）

JDA-DATは、指定栄養士会で養成されたJDA-DATスタッフ（以下「スタッフ」という。）と日本栄養士会で養成されたJDA-DATリーダー（以下「リーダー」という。）で構成します。

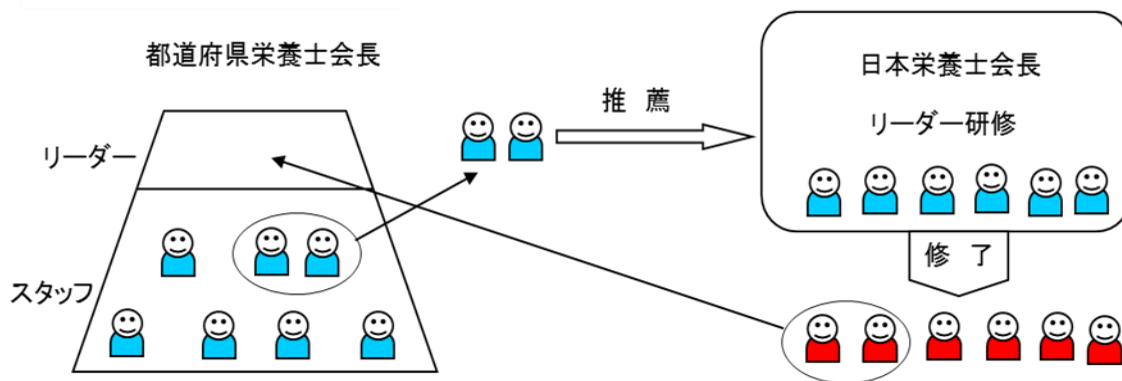
JDA-DATは、リーダーとスタッフをもって編成することを基本とし、実際の活動時は、被災地の管理栄養士又は栄養士を含む計4名程度で編成します。

JDA-DATリーダーおよびスタッフの養成は、それぞれ「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）リーダー育成研修要領」、「日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）スタッフ研修要領」に基づき養成されます。

<JDA-DATの構成及び編成>



<スタッフ及びリーダーの養成>



Q JDA-DATへの活動に必要な装備として、ユニフォーム（ジャンパー）とIDカード（JDA-DATリーダー・スタッフ登録証）が必要かと思うが、スタッフのIDカードはどのように発注したら良いですか。

A JDA-DATとして活動していただくには、ユニフォームとIDカードが必須となります。当活動が、対外的にも共通性をもったものとして、また、お互いにわかりやすくするためにも必要です。スタッフのIDカード（様式第5号、下記参照）は、リーダーのIDカードと形、体裁は同様ですが、色は白色（ホワイト）となります。本会にて実費注文を承りますので、スタッフ登録者名簿と、写真（データもしくは証明写真）を本会宛にお送りください。IDカードの発行までには1カ月弱かかりますので、スタッフ研修の開催とあわせて調整をお願いします。

（表）

様式第5号

JDA-DAT スタッフ登録証 (日本栄養士会災害支援チーム) The Japan Dietetic Association- Disaster Assistance Team registration card	
ふりがな 氏名 (アルファベット) 登録番号: S00000 登録年月日 20**/**/** 公益社団法人 日本栄養士会 〒105-0004 東京都港区新橋5-13-5 新橋MCVビル6階	写真

（裏）

様式第5号

【注 意】 活動するときは、この登録証を常に携帯しなければならない。 緊急連絡先 _____ 血液型 _____ 型 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 所属都道府県栄養士会名 _____ 公益社団法人 ● ● ● ● 栄養士会

Q 指定栄養士会単位のスタッフの呼び方は決まっていますか。

A JDA-DATはリーダーとスタッフで構成するチームとなりますので、各都道府県栄養士会内では、『JDA-DAT●●』や『●●D-DAT』のように呼んでいただければと思います。

例) 兵庫県栄養士会の場合 → JDA-DAT兵庫、兵庫D-DAT

5 教育と訓練

- 1 指定栄養士会長は、JDA-DATの技術向上を図るため、指定栄養士会内外における研修や訓練に努めなければなりません。
- 2 リーダーは指定栄養士会長及び行政栄養士等と連携し、地域における防災対策、JDA-DATの研修等に協力しなければなりません。
- 3 日本栄養士会長は、リーダーの資質の向上等を図るため、研修や訓練等の企画及び実施に努めなければなりません。

求められるスキル

ア 非常時の支援活動に必要な能力

[1]判断力 [2]行動力 [3]実行力 [4]リーダーシップ [5]臨機応変の対応能力
[6]人間関係の調整能力 [7]協調性 [8]主体性

イ 災害時での栄養の専門スキル

[1]食品 [2]臨床(糖尿病・腎臓病・高血圧症・透析・経管等 [3]在宅(褥瘡)
[4]ケア(老人・障害) [5]食育 [6]妊産婦 [7]給食管理 [8]その他

JDA-DAT専門的研修内容

●専門的トレーニングとは？

初動体制、災害への理解、役割、栄養アセスメント、嚥下食、アレルギー食、離乳食、慢性疾患などへの栄養指導、簡単な食事レシピ作成力、被災者を理解し、悲嘆にある人とのコミュニケーションのあり方、何がそこで求められているか状況把握し、対応する力、連携、情報収集、精神・心理ケア、家族ケア、ご遺体への対応、チームメンバー自身及び他の支援者の健康・安全、メディア対応、外国語等々

BLS(Basic Life Support)特殊な器具や医薬品を用いずに行う一次救命処置
AED(Automated External Defibrillator)自動体外式除細動器

【スタッフ研修の内容と目標】（例）

No	研修科目	到達目標	時間
1	災害の理解	災害に関する基礎的事項について理解する。	90 分
2	初動体制	J D A－D A T の意義・役割・運用計画・災害の関連法令等を理解する。	45 分
3	臨機応変の対応能力 人間関係の調整能力	何がそこで求められているのか状況を把握し、対応する力。	45 分
4	精神・心理的教育	精神心理ケア、家族ケア、ご遺体への対応。	90 分
5	支援派遣者自身の健康・安全	支援派遣者自身の健康・安全管理について理解する。	60 分
6	被災地にとっての支援活動	被災状況下での支援派遣者を受け入れる立場から。	45 分
7	コミュニケーションスキル	被災者を理解し、悲嘆にある人とのコミュニケーションのあり方を理解する。	90 分
8	栄養アセスメント	災害時に想定される栄養アセスメント方法を理解する。	60 分
9	栄養指導	嚥下食、アレルギー食、離乳食、慢性疾患など災害時の栄養課題や特殊性を理解する。	60 分
10	災害時のレシピ	備蓄食品や入手可能な食材からの献立作成・献立展開の実践と場に応じた調理方法の実際。	60 分
11	災害時の応急処置・救命救急	災害時の応急処置、A E D を用いた救命救急方法を理解し実践する。	60 分
12	実践ワークショップ	被災地と被災者にとって必要な活動を組み立てる。 災害ボランティアの原点を理解し、判断力を身につける。	90 分
13	振り返り		45 分

Q 都道府県栄養士会で開催するスタッフ研修の運営費の持ち方はどうなりますか。

A 原則的には、受講者の自己負担と考えています。講師料・会場費・雑費等については、参加費として徴収するかしないかは各栄養士会にて判断してください。ただし、ユニフォーム（約 8, 0 0 0 円）・I D カード（約 1, 0 0 0 円）については、日本栄養士会にて実費注文を承ります。

6 ボランティア活動と責任

- 1 プライバシーへの配慮と思いやりある態度で行動します。（傾聴、共感）
- 2 栄養相談は「指導ではなく支える（支援）」の気持ちで行います。
- 3 他機関などには協調性を持って対応します。（連携、柔軟対応、指揮系統を遵守）
- 4 いつでも、どこでもマナーのある行動をとります。
- 5 いつでも感謝の気持ちをもって活動します。（後方支援者、職場、家庭の協力）
- 6 簡潔で分かりやすい言葉づかいをします。（穏やかに、忍耐強く、共感的）
- 7 略語や専門用語は控えます。（「食事制限」→「食べ方を工夫しましょう」）

ONGワード

「過去を振り返るな、前を向いて」 「泣いていると亡くなった方が悲しみますよ」
「いつまでそんなこと言っているの」 「命があったんだから良かったと思って」
「思ったより元気そうですね」 「仕方ないでしょう」

〇よりよいコミュニケーションのために

- ・まずは名乗ります。（例：「日本栄養士会災害支援チームの管理栄養士〇〇です」）
- ・自分の話が理解されているか、相手の表情やしぐさに注意します。
- ・相手との適切な距離と位置関係を考えます。
- ・相手の気持ちを尊重します。（体験を語りたくないなど）
- ・異常事態に起こりうる反応を予測する（泣きわめく、怒る、ひきこもる）
- ・栄養支援以外の支援を依頼される場合も対応します。（物資運搬、掃除など）

支援者としての心構え

〇自身の健康管理に注意しましょう。

- ・現在、身体的・精神的状態で活動に影響を与える問題はありませんか。（最近受けた治療や手術・活動の妨げとなる食事制限・活動および身体的な疲労に耐える能力・服薬している場合、活動期間が延びたときの薬の入手方法）
- ・支援者は二次受傷者となり得ます。（被災地で救援活動を行うことで、自らも傷つくことがあります。）

〇被災地の様々な情報を知っておきましょう。

- ・被災地ですでに活動している支援者から、事前に現場の指揮命令系統、組織、方針と手順、安全性、利用できるサービスなどについて説明や情報を得ましょう。

〇いきなり介入するのではなく、まずは様子を見守りましょう。

- ・場の状況や対象となる人の様子をよく見て、思いやりのある態度で対応しましょう。（被災者が拒否することにも準備をしておきましょう。）

〇被災者と話すときは、簡潔でわかりやすい言葉を使い、ゆっくり話しましょう。

- ・忍耐強く、共感的で、穏やかに話してください。
- ・略語や専門用語の使用は好ましくありません。（例えば、「食事制限」ではなく「食べ方を工夫するように心がけましょう」などと表現しましょう。）

〇他の支援者及び援助機関と連携し、協調性をもって活動しましょう。

- ・現場を管理しているスタッフや組織と連携し、柔軟に対応しましょう。連携のない活動は混乱を招きます。現場での指揮命令系統を遵守すること。

（日本栄養士会災害支援管理栄養士活動ハンドブックより）

サイコロジカルファーストエイド（PFA）を活用して介入します。

サイコロジカルファーストエイド（PFA）とは

- 苦しんでいる人を支援・援助する際に、その人の尊厳・文化・能力を尊重した上で
行う人道的対応方法（IASC，2007）
- 緊急事態に遭遇し苦しんでいる人の中で、PFAによる支援を必要とし、かつ望ん
でいる人に適用される。
- PFAの適用が強制されることがあってはならない。

PFAの主な項目

- 対象者に配慮した実用的支援
- 対象者が現状以上の被害を受けることから守る
- 対象者の話を聞くことで、その人を落ち着かせる。
- 対象者の基本的なニーズ（食料など）を充実する手助けをする
- 対象者が社会からの支援・援助を通じて、大切な人とつながる手助けをする。
- 適切な対処法を用い、不適切な対処法を避ける。

PFAはどのような場面で提供されるものか

- PFAは、緊急事態に遭遇した人に対して、提供者の本来の役割の中でより良い支
援を行うためのもの。
- PFAは緊急事態の最中、もしくは直後における対応方法であるが、緊急事態の続
いた期間や深刻さに応じ、数日間から数か月間続けることもありうる。

PFAが目指すものは

- 安心感、他者とのつながり、精神の平静、希望などの感覚が持てること。
- 社会的、身体的、精神面での必要な支援が得られること。
- 個人としても、地域（共同体）としても、自分（達）が自分（達）自身の力になれ
ると感じられること。

☆PFAは臨床的な介入でもなければ、新たな役割を獲得するためのトレーニングでも
ない。

☆PFAは被災者への救助や支援を、現在の役割の中でより良く提供するために役立つ
もの。

（IMC－TELL Psychological First Aid Training 2011 から）

〔ストレス反応と悲嘆反応〕

○ストレス反応

- ・ストレス要因に直面したとき、脳はアドレナリンを放出する。
- ・ストレスによる身体的変化
発汗、瞳孔の拡張、髪の逆立ち、頭皮のちくちく感、口の渇き、呼吸や鼓動の増加
- ・ストレス反応は、適応のための通常の反応
“闘争・逃走反応（Fight or Flight Reaction）”と呼ばれる。

○悲嘆反応

- ・悲嘆とは、愛する人を亡くした時に感じる、悲しみ・恐れ・不安感をいう。
愛する物、場所に対しても感じることもある。
- ・正常の悲嘆反応
感情、思考、知覚、行動、身体的反応等

○正常な反応

- ・ストレス反応と悲嘆反応は、非常事態下における正常な反応である。
- ・多くの人は、強いストレスを経験しても精神疾患になるわけではない。
- ・もしも深刻で長期にわたる症状があり、日常生活を送るのが困難な場合（動けない、起き上がれない、衛生状態を保てない、人間関係の悪化等）には、専門家（精神科医、カウンセラー、心理学者）への照会が必要になることもある。

☆ほとんどの場合には、自己回復がみられる。

☆非常事態でのストレスや悲嘆、喪失による様々な反応は正常なものである。

☆危険因子・保護因子は個人、家族、共同体レベルに存在しうる。

☆精神問題の悪化を避けるために、保護因子を推奨し、危険因子から受ける影響を減らすことが重要である。

◎責任をもって支援するポイント

- ・更なる害を与えるのを避ける。
- ・文化に適応した方法で支援する。
- ・現場で提供されている他の緊急支援についても知っておく。
- ・セルフケアの実践

〔支援者のストレス〕

- 支援に携わる者にとって、日々の業務から生じるストレスが大きい心理的負担となる。
- 悲惨な場面を目撃したり、自分自身がそれを体験したりするかもしれない。
- 多くの人の苦痛体験をいくつも耳にするかもしれない。
- こういったことすべてが、支援者個人の内面に影響を及ぼし得る。
- 支援者が自分自身の不安や目の前の状況に対処できずにいると、感情的に圧倒されたり、あきらめや絶望の気持ちを抱いたりすることもある。
- 置かれている状況や被災者との適切な距離が保てなくなる。

燃え尽き症候群（バーンアウト）の危険サイン

- 関心や意欲の喪失
- 過度の疲労感
- 集中困難
- 身体の不調（胃の不調、頭痛など）
- 睡眠困難
- たばこやお酒の量の増加
- 効率の低下
- 極端な場合：自分がその場に不可欠な存在だと信じるようになったり、無茶な行動をとったりする。
- 周りを信用しない。
- 自分の安全や身体を顧みない。

☆自分自身のストレスや燃え尽きのサインを知る。

☆セルフケアへの責任を持つこと…支援者としての役割を効果的に果たすために大切なことである。

Ⅱ アクション

1 出動体制準備

【チームの編成】

- 1 JDA-DAT指定栄養士会に、全体を取りまとめる責任者を置き、所属栄養士会長の指揮下のもとチーム編成および出動の指揮をとります。
- 2 JDA-DAT指定栄養士会の組織や地域性を考慮して、JDA-DAT組織をメンバーが編成しやすいグループ化にするなど、短時間にチームの編成が行えるようにします。
- 3 JDA-DATの待機要請が出た場合に、各メンバーの出動の可否および自家用車提供の可否を速やかに把握できる体制を整えます。
- 4 JDA-DAT責任者は、派遣チーム一覧表を作成し、派遣数および派遣順を決めます。

【メンバーの出動状況把握のための様式例】

グループ〔 〕

登録番号	氏 名	携帯番号	出動状況		チーム編成		
			出 動	車提供	チームNo	出動日	区 分
			可・否	可・否		／	リーダー・スタッフ
			可・否	可・否		／	
			可・否	可・否		／	
			可・否	可・否		／	
			可・否	可・否		／	



2 出 動

JDA-DAT責任者は、所属栄養士会長から出動指示があった時は、速やかに次の事項にとりかかります。

- 1 派遣チームリーダーに出動の連絡を行います。
- 2 活動に使用する車の「災害支援車」の許可を取り、派遣チームに渡します。
- 3 日本栄養士会に派遣する旨の連絡を行い、支援先都道府県栄養士会等の連絡先を確認します。
- 4 派遣者の名簿を日本栄養士会に報告します。

【災害支援車を把握するための様式例】

〔支援活動車〕

		A号車	B号車	C号車
車 番				
リ ー ダ ー	氏 名			
	携帯電話			
	携帯メール			

災害時におけるJDA－DAT用チェックリスト

項目	チェック	評 価	備 考
	☐	○△×	
自分自身の安全の確保	☐		
家族の安全の確保	☐		
自宅の建物の状況	☐		
自宅のライフラインの状況	☐		
その他	☐		
職場のスタッフ等の状況把握	☐		
職場の建物・機器等の状況把握	☐		
職場のライフラインの状況	☐		
災害派遣に関する心構え	☐		
自分自身の健康	☐		
家族の理解	☐		
職場の理解	☐		
所属長の承諾	☐		
同僚・部下の理解	☐		
業務の停滞の有無	☐		
栄養士会からの承諾	☐		
チームの編成	☐		
緊急連絡先の伝達	☐		
必要物資の手配	☐		
移動手段の確保	☐		
宿舍の確保	☐		
水・食料の確保	☐		
情報収集	☐		
その他	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		
	☐		

【チェックリスト 例2】

支援活動必要物品チェック票

区 分	チェック	物 品	備 考
チームで 管理する物品	☐	ノートパソコン	
	☐	活動報告書(USBメモリ1本)	
	☐	JDA-DAT活動記録票	
	☐	ファイル	
	☐		
	☐		
個人で 用意する物品	☐	名札	
	☐	スタッフジャンパー	
	☐	食料、水筒（最低限の水）	
	☐	防災用具（リュック、ヘルメットなど）	
	☐	防災服(防寒着)	
	☐	防災靴(底のしっかりした動きやすい靴)	
	☐	軍手	
	☐	ホイッスル	
	☐	生活必需品	
	☐	雨具	
	☐	寝袋	
	☐	懐中電灯	
	☐	洗面具	
	☐	着替え	
	☐	ウェットティッシュ	
	☐	文房具	
	☐	携帯電話など情報発信手段(充電器含む)	
	☐	ラジオ	
	☐	パソコン	
	☐	デジタルカメラ	
	☐	現金	
	☐		
	☐		

3 支援活動と報告

【支援活動】

JDA-DATの支援活動は、発災後72時間以内の初動行動を中心として、後発支援につなぐための活動を行います。

1 JDA-DATは原則、被災地内において次の活動を行うこととします。

ア 被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と連携し、指示のもと避難所等の情報の収集・伝達・共有化を図り、緊急栄養補給物資の必要状況等を把握を行います。

イ 被災施設及び避難所等の責任者の許可のもと、被災者へ持参した食品による栄養補給等の支援を行います。

ウ 被災地内での個人の被災者に対して、直接栄養補給等の支援を行います。

2 JDA-DATは、前項の活動以外に、被災地内での対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関等に連絡し必要な対応を行います。

3 JDA-DATは、移動・搬送手段、調製粉乳、栄養製品等の栄養補給食品の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とします。

なお、特殊な栄養製品の確保等で、必要が認められる場合は、日本栄養士会に支援を要請することができます。

【活動報告】

活動状況は、毎日（随時）、スマートフォンやパソコン等でJDA-DAT活動サイトにその情報を入力します。（案）（JDA-DAT活動サイトを開設する予定）

また、支援活動の終了後は、活動記録票に記録し、所属栄養士会および日本栄養士会に速やかに報告します。また、必要に応じて、被災地都道府県（行政・自治体）へ報告していただく場合もあります。

後続チームと引き継ぎが必要な場合は、活動記録票をもとに十分な引き継ぎを行います。

○食料等

水	(十分ある ・ ある ・ ない)	[提供主体：行政・自衛隊・その他]
水以外の飲料	(十分ある ・ ある ・ ない)	[提供主体：行政・自衛隊・その他]
弁 当	(十分ある ・ ある ・ ない)	[提供主体：行政・自衛隊・その他]
栄養機能食品	(十分ある ・ ある ・ ない)	[提供主体：行政・自衛隊・その他]
医薬品	(十分ある ・ ある ・ ない)	[提供主体：行政・自衛隊・その他]

○食事内容

主 食	(十分ある ・ ある ・ ない)
たんぱく質	(十分ある ・ ある ・ ない)
野 菜	(十分ある ・ ある ・ ない)
果 物	(十分ある ・ ある ・ ない)
加 熱	(している ・ していない)

○炊き出し

状 況	(行っている ・ 行っていない)
開始日	(本日 ・ 昨日 ・ 1 週間前 ・ 2 週間前 ・ それ以前)
調理者	(行政 ・ 自衛隊 ・ ボランティア ・ 避難住民)

○食事上の特別な配慮が必要な対象

乳幼児	(2 名以上 ・ 1 名 ・ 0 名)	() 名
妊産婦	(2 名以上 ・ 1 名 ・ 0 名)	() 名
嚥下困難者	(2 名以上 ・ 1 名 ・ 0 名)	() 名
食事制限	(2 名以上 ・ 1 名 ・ 0 名)	() 名
食物アレルギー	(2 名以上 ・ 1 名 ・ 0 名)	() 名

○まとめ

総合評価	(優 ・ 良 ・ 可 ・ 不可)
不足食品・物品	()
問題点	()
コメント	()

【活動記録票】

活 動 記 録 票（案）

平成 年 月 日（ ） 活動拠点_____ 報告者_____（所属栄養士会_____）

時間	活動内容	活動場所	同行者・連携団体	使用した物資	受けての反応・ 支援者が感じたこと
7:00					
8:00					
9:00					
10:00					
11:00					
12:00					
13:00					
14:00					
15:00					
16:00					
17:00					
18:00					
19:00					
20:00					
21:00					
22:00					

【議事録（会議録・ミーティング記録）】

議 事 録 （案）〔通し番号： 〕

〔活動者〕 リーダー：氏 名 所 属
 氏 名 所 属
 氏 名 所 属
 氏 名 所 属

会議名			
日 時	年 月 日 : ~ :	場 所	
出席者			
【ミーティングで報告した（された）実施済みの活動（誰が、どこで、何をしたか）			
【話し合われた課題と今後の対応】			
【今後の予定・方針】			

4 活動手段・方法

移動・搬送手段、調製粉乳、栄養製品等の栄養補給食品の調達手段などについては、自ら確保して継続した活動を行います。

装備品なども各自で用意します。（下記は一例の装備）

基本は自己完結できることが必要です。ただし、活動に支障をきたさない必要最小限に留めることが必要です。

基本的な個人の必要物品の具体例

- JDA-DATユニホーム（帽子）、身分証
- 防災用具（リュック、ヘルメット（帽子等））、防災服（防寒着）、
防災靴（底のしっかりした動きやすい靴）、軍手、ホィッスル等
- 生活必需品（雨具（レインコート）、寝袋、懐中電灯（予備乾電池）、
洗面具、下着、着替え、ウェットティッシュ、はさみ等）
- 食料、水（活動日数分の自給自足用分として）、水筒
- 情報通信手段（携帯電話（充電器を含む）、ラジオ、パソコン等）
- 現金
- 事務用品（電卓、個人的に必要な書籍等）
- その他（派遣先によっては白衣が必要と思われる場合もあるため、持参が望ましい）

※ 個人の荷物が多すぎて活動に支障を来さないよう、荷物はコンパクトにまとめ、必要最少限度に留める必要があります。

※ その他の装備として、各自の判断で十分な準備をしておくことが必要ですが、原則は自己完結にてお願いします。

Q ユニフォームは個別購入しなければなりませんか。

A 原則的には個人購入です。各栄養士会でいくつか購入されても構いませんが、活動時には必ず着用していただくことになりますので、十分な数をご用意ください。

5 経 費

- 1 JDA-DATの管理運営に係る事務経費等については、日本栄養士会及び指定栄養士会それぞれにおいて、負担します。
- 2 JDA-DATへの出勤に係る実務経費については、原則、派遣した指定栄養士会が負担し経費の執行を行います。

ただし、派遣終了後、JDA-DAT出勤経費申請書で日本栄養士会長あて申請することができます。

JDA-DATの活動にかかる経費については、日本栄養士会に対して請求することができますが、個人が持参した支援物資（装備含む）の費用は請求できません。

JDA-DATの活動に対して、日本栄養士会は保険に加入します。

ただし、加入する保険の対象は、活動しているメンバー（リーダーおよびスタッフ）で、活動に使用する車やパソコンなどが事故等で破損しても対象にはなりません。

6 平時の活動

JDA-DATリーダーは指定栄養士会長及び行政栄養士等と連携し、地域における防災対策、JDA-DATの研修等に協力しなければなりません。

普段からできるJDA-DATの活動

地域防災における災害対応の考え方には、自助・共助・公助の3つのステップがあります。

平時から一人一人が自助について考えておくことは、とても大切なことです。

家庭で、施設で、備蓄を蓄えておく必要性を、各自のフィールドで普及啓発しましょう。

また、災害には共助の重要性が確認されています。

阪神淡路大震災でも、多くの生存者は、近隣の方に助けられています。

平時には、顔と顔の見える、つながる活動をして、共助のネットワークを広げましょう。

JDA-DATの動き

各都道府県栄養士会長 → JDA-DATリーダー・スタッフ

災害発生時：都道府県外（日栄主体） 平 時（各都道府県栄養士会主体）

厚生労働省・被災県市町村・日本栄養士会等

↓ JDA-DAT派遣依頼

JDA-DAT指定栄養士会会長

↓ 出動要請

JDA-DAT●●

チームを編成し、被災地支援派遣

↓

支援活動（被災地行政栄養士の指揮下により活動）

・情報収集（連携・調整）

・拠点等の確保

・要援護者に対する支援物資等の搬送及び管理等

繋ぐ

スタッフ養成研修会（指定栄養士会）

（毎年養成・行政との連携）

リーダー養成研修会（日本栄養士会）

（毎年派遣・スタッフ中から会長推薦）

フォローアップ研修会（指定栄養士会・日本栄養士会）（2年に1回以上受講）

防災啓発
活動支援



防災事業協力

自助：地域との連携
共助：施設間の連携
公助：行政との連携

危機管理における災害時対応への考え方



平常時からの備えが最も重要であり、対策を推進する。

P 1 6 危機管理における災害時対応への考え方

地域防災における災害対応の考え方

「自助」＝自らの身は自らが守る。

家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難する等、自分で自分・家族・財産を守ること。

自分を守るのは「自助の力」

「共助」＝地域のことは地域で守る。

地域の災害時要配慮者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行うなど、近隣の人たちと助け合うこと。

自分ひとりで対応出来ない状況になった時に頼るのが「共助の力」

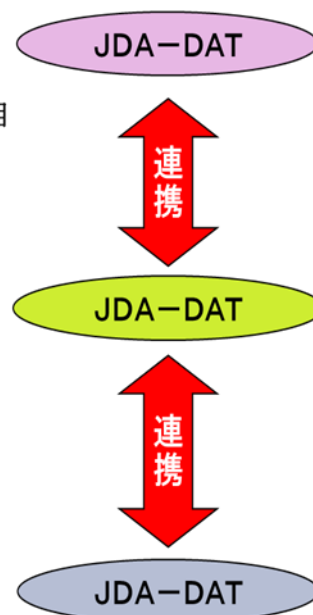
⇒状況に応じて自分も共助に参加する(助ける側)意識が前提

「公助」＝行政機関による救助活動や支援物資の提供。

行政機関が個人や地域の取り組みを支援したり、自助・共助で対応出来ない大枠の活動や組織づくり・支援のこと。

地域全体の状況を安定させ、復旧・復興に向かうための動きが「公助の力」

⇒公助(援助)が円滑に実施されるには「共助」との連携が効果的



P 1 7 地域防災における災害対応の考え方



**JDA-DATの役割は
現地に行かないとできない活動だけではありません。**

後方支援のJDA-DATも必要です。

(例)

- ・平時における自助・共助への取り組み
- ・物資の調達・手配・搬送支援・仕分け
- ・人的派遣のコーディネート業務
- ・避難所の栄養状況調査等の災害活動時のデータ整理
- ・献立作成支援
- ・情報収集、提供

P18

JDA-DATの役割

栄養部門用アクションカード(勤務時間内)

初動対応

①大規模災害発生時には、患者(入所者)及び自身の安全確保を最優先で行う。

安全行動の1・2・3

1. DROP(ドロップ):姿勢を低く!
2. COVER(カバー):頭・体を守って!
3. HOLD ON(ホールドオン):揺れがおさまるまでじっとして!

- ②栄養部門内の人(患者及びスタッフ)の安否の確認
- ③出入り口を確認し、避難経路を確保する。
- ④二次災害の防止(火災・落下等)
- ⑤栄養部門の被害状況及びライフラインの確認を行い、責任者に報告する。
- ⑥部門責任者は被害状況等を災害対策本部に連絡するとともに、栄養部門の業務遂行が可能な場合も連絡する。
- ⑦部門責任者は被災状況報告書を作成し、災害対策本部に提出する。
- ⑧部門責任者は災害対策本部からの指示を仰ぐ。
- ⑨部門責任者は傷病者の受入状況や栄養部門の機器等の被害状況等により人員確保・配置を行う。各部門スタッフは原則的には受け持ち業務を担当するが、緊急時には部門責任者の指示に従う。
- ⑩部門責任者は災害対策本部やテレビラジオ等からの災害情報の収集に努める。
- ⑪多数の傷病者受入時には、優先度を考慮した対応を行う。
- ⑫多数の傷病者受入時には、災害状況に応じて対応する。

注)部門責任者等不在時は下位の者が任務を遂行する。

P19

栄養部門用アクションカード(勤務時間内)

Ⅲ 参考資料

1 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）運営要綱

平成24年1月28日

（目 的）

第1条 この要綱は、日本国内外で大規模な地震、台風等の自然災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等の支援を行うための、専門的な研修を受けた日本栄養士会災害支援チーム（The Japan Dietetic Association - Disaster Assistance Team）（以下「JDA-DAT」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関する必要な事項を定め、災害時における栄養補給等の支援体制の充実を図ることを目的とする。

（活動内容）

第2条 JDA-DATは原則、被災地内において次の活動を行うこととする。

- （1）被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と連携し、情報を収集・伝達・共有化を図り、緊急栄養補給物資の支援等を行う。
 - （2）被災施設及び避難所等の責任者の許可のもと、被災者への栄養補給等の支援を行う。
 - （3）被災地内での個人の被災者に対して、直接栄養補給等の支援を行う。
- 2 JDA-DATは、前項の活動以外に、被災地内での対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関等に連絡し必要な対応を行う。
- 3 JDA-DATは、移動・搬送手段、調製粉乳、栄養製品等の栄養補給食品の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- ただし、特殊な栄養製品の確保等、必要が認められる場合は、日本栄養士会会長（以下「会長」という。）に支援を要請することができる。

（栄養士の指定）

第3条 次の要件を満たす都道府県栄養士会の長は、その旨をJDA-DAT指定栄養士会申請書（様式第1号）で会長に申請するものとする。

- （1）JDA-DATを養成する意思を有すること。
 - （2）JDA-DATを出動させる意思を有すること。
 - （3）JDA-DATへの活動に必要な人員、装備を有すること。
 - （4）JDA-DATに必要なスキルの研修を行うこと。
- 2 会長は、前項の申請を踏まえて適当と判断した場合には、当該都道府県栄養士会をJDA-DAT指定栄養士会（以下「指定栄養士会」という。）として指定証（様式第2号）を交付するとともに、指定栄養士会との間にJDA-DATへの出動に関する協定を締結するものとする。

（指定の取消）

第4条 指定栄養士会の長は、JDA-DATの指定を取り消す場合は、指定栄養士会取消申請書（様式第3号）で会長に申し出なければならない。

- 2 会長は前項の申し出を承諾した場合は、当該指定栄養士会との締結を取り消さなければならない。

（JDA-DATの構成）

第5条 JDA-DATは、指定栄養士会単位のJDA-DATスタッフ（以下「スタッフ」という。）とJDA-DATリーダー（以下「リーダー」という。）で構成する。

（JDA-DATの編成）

第6条 JDA-DATは、指定栄養士会のスタッフとリーダーをもって編成することを基本とし、実際の活動時には、被災地の管理栄養士又は栄養士を1名以上含む計4名程度で編成するものとする。

（スタッフ登録）

第7条 指定栄養士会の長は会員の中から、必要な研修を受講し、修了した者をスタッフ登録者名簿（様式第4号）に登録し、会長にスタッフ登録者名簿を提出するものとする。

- 2 会長は、前項の登録した者にスタッフ登録証（様式第5号）を指定栄養士会の長を通じて交付するとともに、当該スタッフが組織に所属する場合は、必要に応じその所属長にJDA-DATスタッフ従事承諾書（様式第6号）で支援活動の承諾を得る。

（リーダー登録）

第8条 指定栄養士会の長は登録したスタッフの中から、リーダー候補者を推薦し、会長に推薦書（様式第7号）を提出するものとする。

- 2 会長は、前項の推薦された者で会長が指定する研修会を受講し、修了した者に修了証書を交付する

とともに、リーダー登録者名簿（様式第8号）に登録するものとする。

3 会長は、前項の登録した者にリーダー登録証（様式第9号）を推薦のあった指定栄養士会の長を通じて交付するとともに、当該スタッフが組織に所属する場合は、必要に応じその所属長にJDA-DATリーダー従事承諾書（様式第10号）で支援活動の承諾を得る。

4 リーダーは、会長が指定する研修会を修了した者であることを基本とするが、当分の間、研修修了者と同等の知識を有すると認められる指定栄養士会のJDA-DATスタッフについても、リーダーとして出動することができるものとする。

（登録の継続）

第9条 リーダー及びスタッフは、登録を継続するために、一定の期間内に再教育のための研修を受講しなければならないこととする。

なお、会長及び指定栄養士会の長は、その受講状況について管理することとする。

（変更）

第10条 指定栄養士会の長は、スタッフ及びリーダーの登録名簿の記載事項に変更が生じた場合は、原則として指定栄養士会の長を経て登録事項変更届（様式第11号）を会長に提出するものとする。

（取消）

第11条 指定栄養士会の長は、登録されたスタッフ及びリーダーの取り消しが生じた場合は、登録取消申請書（様式第12号）を会長に提出するものとする。

（出動基準）

第12条 JDA-DATの出動基準は、次のとおりとする。

（1）被災地内において、災害により複数以上の大規模避難所が設置されると見込まれる場合

（2）前号に定める場合のほか、被災地内において災害が発生し、被災者の栄養管理が必要と判断され、JDA-DATが出動し対応することが効果的であると認められる場合

（3）国あるいは都道府県、都道府県栄養士会等からJDA-DATの出動要請があった場合

（出動要請）

第13条 会長は、前条の出動基準に照らし、JDA-DATを出動させ対応することが効果的であると判断したときは、指定栄養士会の長に対してJDA-DATへの出動を要請するものとする。

2 会長は、災害現場に出動した医療機関等の長から前条第1号又は第2号の出動基準に該当すると判断されたことにより出動要請があったときは、指定栄養士会の長に対してJDA-DATへの出動を要請するものとする。

3 指定栄養士会の長は会長からの要請を踏まえ、JDA-DATへの出動が可能と判断した場合には、速やかに会長に連絡するとともに、会長の指示に従いJDA-DATを出動させるものとする。

4 指定栄養士会の長は、前項に定める場合のほか、明らかに前条第1号又は第2号の出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、会長の要請を待たずにJDA-DATを出動させることができる。

5 前項の場合において、指定栄養士会の長は、出動後速やかに会長に報告し、その承認を得なければならない。

6 前項の規定に基づき会長が承認したJDA-DATの出動は、会長の要請に基づく出動とみなす。

7 会長は、JDA-DATの出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、JDA-DATの想定される業務及び現場の状況等の情報を指定栄養士会に伝えるものとする。

8 指定栄養士会の長は、JDA-DATへの出動後速やかに出動者名簿（様式第13号）を会長に提出するものとする。

9 会長は、JDA-DATの活動における事故等に対応するため、災害支援活動中のJDA-DATスタッフ及びリーダーの傷害保険等に加入するものとする。

10 指定栄養士会の長は、現場での活動が終了した後JDA-DAT支援活動報告書（様式14号）で会長に報告するものとする。

（待機要請）

第14条 会長は、災害が発生し、第12条の出動基準に該当する可能性がある場合、指定栄養士会にJDA-DATの待機を要請することができるものとする。

2 待機要請の手順は、出動要請の手順に準じて行うものとする。

3 次の場合に、指定栄養士会の長は、会長からの要請を待たずにJDA-DATを待機させるものとする。

（1）指定栄養士会の都道府県内において、震度5弱以上の地震が発生した場合

（2）東京都23区で震度5強以上の地震が発生した場合

- (3) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合
- (4) 津波警報（大津波警報）が発令された場合
- (5) 東海地震注意報が発令された場合
- (6) 台風、豪雨等の自然災害が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合
- (7) JDA-DATの出動を要請すると判断するような災害が発生した場合

（研修等）

第15条 指定栄養士の長は、JDA-DATの技術向上を図るため、指定栄養士会内外における研修や訓練に努めるものとする。

- 2 JDA-DATリーダーは指定栄養士の長及び行政栄養士等と連携し、地域における防災対策、JDA-DATの研修等に協力するものとする。
- 3 会長は、JDA-DATリーダーの資質の向上等を図るため、研修や訓練等の企画及び実施に努めるものとする。

（連絡調整）

第16条 会長は、日本栄養士会事務局内へJDA-DAT事務局を設置する。

- 2 会長は、JDA-DATの運用、活動の検証及び研修のあり方等について、検討協議するための連絡調整会議を設置する。

（経費の負担）

第17条 JDA-DATの管理運営に係る事務経費等については、日本栄養士会及び指定栄養士会それぞれにおいて、負担する。

- 2 JDA-DATへの出動に係る実務経費については、原則、派遣した指定栄養士会が負担し経費の執行を行う。
ただし、派遣終了後、JDA-DAT出動経費申請書（様式第15号）で会長あて申請することができる。
- 3 会長は、前項に基づき出動経費の申請を受けた場合で、適当と認めたときは申請のあった指定栄養士の長あてに申請額を支払わなければならない。

（その他）

第18条 その他JDA-DATに係る事項については、別途会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年1月28日から施行する。

【様 式】

（様式第 1 号）	JDA-DAT指定栄養士会申請書
（様式第 2 号）	JDA-DAT指定栄養士会指定証
（様式第 3 号）	JDA-DAT指定栄養士会取消申請書
（様式第 4 号）	スタッフ登録者名簿
（様式第 5 号）	スタッフ登録証
（様式第 6 号）	JDA-DATスタッフ従事承諾書
（様式第 7 号）	JDA-DATリーダー推薦書
（様式第 8 号）	リーダー登録者名簿
（様式第 9 号）	リーダー登録証
（様式第10号）	JDA-DATリーダー従事承諾書
（様式第11号）	登録事項変更届
（様式第12号）	登録取消申請書
（様式第13号）	出動者名簿
（様式第14号）	JDA-DAT支援活動報告書
（様式第15号）	JDA-DAT出動経費申請書

※各様式はホームページに掲載予定

2 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）スタッフ研修要領

平成24年1月28日

1 目 的

「日本栄養士会災害支援チーム（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team）（以下「JDA-DAT」という。）運営要綱」（以下「要綱」という。）に基づき登録するJDA-DATスタッフ（以下「スタッフ」という。）の養成及び教育を実施するにあたり、要綱の目的や内容が確実に達成できるスタッフを育成するための研修内容を定める。

2 実施者

日本栄養士会及びJDA-DAT指定栄養士会（以下「指定栄養士会」という。）

3 受講対象者

（1）養成研修

災害支援経験者又は管理栄養士（栄養士）として5年以上の活動（就業）経験者

（2）教育研修

スタッフに登録されている者

4 研修目標

- （1）災害時の栄養・食生活支援の基本について説明できる。
- （2）日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）の必要性及び具体的な役割について説明できる。
- （3）JDA-DATとして自己完結型支援の必要性及び準備品等について説明できる。
- （4）机上シミュレーションや演習をととしてJDA-DATとしての行動ができる。

5 研修内容及び時間

（1）養成研修（18時間、内6時間は訓練・演習研修）

- ア 災害への理解（180分）
JDA-DATの意義と役割、関連法令、災害時の実際
- イ 栄養アセスメント（360分）
栄養・食生活面の要援護者のためのアセスメント及び指導
- ウ コミュニケーションスキル（180分）
被災者を理解し、精神・心理面を注意したコミュニケーションのあり方
- エ 臨機応変の対応能力（180分）
その場の状況を把握し、即対応する能力 自身の健康・安全管理
- オ 応急措置・救急（180分）
その場で発生する生命（健康）危機管理時の対応能力

（2）教育研修（6時間、内3時間は訓練・演習研修）

- ア 栄養アセスメント及びコミュニケーションスキル（180分）
最新の情報に基づく栄養アセスメント及びコミュニケーションのあり方
- イ 臨機応変の対応能力、応急措置・救急（180分）
状況を把握及び即対応能力の向上

6 開催回数

（1）養成研修

スタッフの養成計画等に基づき、必要に応じて開催する。

（2）教育研修

スタッフを養成した日本栄養士会及び指定栄養士会は、スタッフの再教育研修として、それぞれ年1回以上開催する。

7 条 件

要綱第7条に基づくスタッフの登録を継続するための再教育研修として、2年に1回以上日本栄養士会又は指定栄養士会の主催する教育研修を受講しなければならないこととする。

8 経費の負担

日本栄養士会及び指定栄養士会が主催する研修会に係る経費については、それぞれが負担する。
ただし、受講者に対する費用負担の設定については、それぞれの判断によることとする。

附 則

この要領は、平成24年1月28日から施行する。

3 災害対策基本法

災害対策基本法（最終改正：平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号）（抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第 1 項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

4 災害救助法

災害救助法（最終改正：平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号）（抜粋）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第 2 条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第 2 章 救助

（都道府県知事の努力義務）

第 3 条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

（救助の種類等）

第 4 条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

第3章 費用

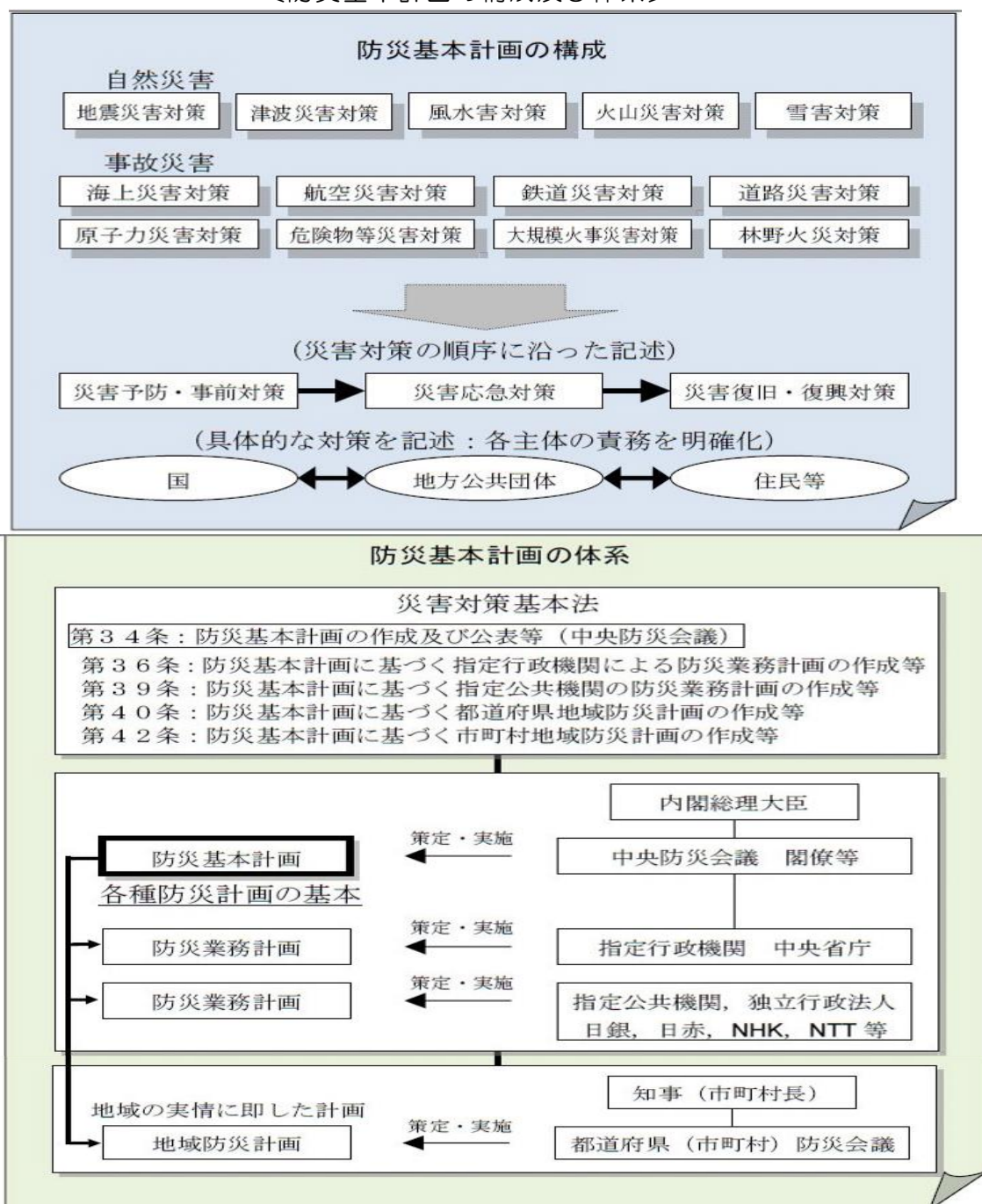
(費用の支弁区分)

第18条 第4条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

2 第7条第5項の規定による実費弁償及び第12条の規定による扶助金の支給で、第7条第1項の規定による従事命令又は第8条の規定による協力命令によって救助に関する業務に従事し、又は協力した者に係るものに要する費用は、その従事命令又は協力命令を発した都道府県知事の統括する都道府県が、第7条第2項の規定による従事命令によって救助に関する業務に従事した者に係るものに要する費用は、同項の規定による要求をした都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

3 第9条第2項の規定により準用する第5条第3項の規定による損失補償に要する費用は、管理、使用若しくは収用を行い、又は保管を命じた都道府県知事の統括する都道府県が、これを支弁する。

〔防災基本計画の構成及び体系〕



5 防災基本計画

防災基本計画（一部修正：平成 26 年 1 月 17 日）（抜粋）

第 2 編 各災害に共通する対策編

第 2 章 災害応急対策

第 6 節 避難収容及び情報提供活動

○災害発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

1 避難誘導の実施

○地方公共団体は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難所

(2) 避難所の運営管理等

○地方公共団体は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、地方公共団体は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

○地方公共団体は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に來ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

○地方公共団体は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

○地方公共団体は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

5 要配慮者への配慮

○避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

第 7 節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

○被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

第 3 編 地震災害対策編

第 2 章 災害応急対策

第 6 節 物資の調達、供給活動

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、

相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

- 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

(1) 非常本部等による調整等

- 非常本部等は、調達、供給活動に係る総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体からの要請に基づき、関係機関に対し、調達、供給活動の要請を行うものとする。
- 緊急災害対策本部長又は非常災害対策本部長は、調達、供給活動を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長等又は関係指定地方行政機関の長等に対し、調達、供給活動の実施について必要な指示をするものとする。
- 内閣総理大臣は、災害緊急事態の布告があったときは、対処基本方針に基づいて、調達、供給活動の実施について、内閣を代表して行政各部を指揮監督するものとする。

(2) 地方公共団体による物資の調達、供給

- 被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。
- 被災地方公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。
- 被災都道府県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるときは、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要求を待たないままがないと認められるときは、要求を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。
- 被災都道府県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
- 被災都道府県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

(3) 国による物資の調達、供給

- 国は、支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。
- 国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。
- 国は、被災地からの要請がない中で、被災地方公共団体に対し、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。
- 国は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
- 国は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。
- 厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。
- 農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、食料について、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。
- 経済産業省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力等により、その供給の確保を図るものとする。
- 消防庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、非被災

地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

○避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

1 保健衛生

○厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

○特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

○地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

○厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

○地方公共団体は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

○厚生労働省及び環境省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

第4編 津波災害対策編

第2章 災害応急対策

第6節 物資の調達、供給活動

6 物資の調達、供給活動関係

○被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、以下に掲げる方針のとおり活動する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

○被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。

(2) 地方公共団体による物資の調達、供給

○被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。

○被災地方公共団体は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。

○被災都道府県は、被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、被災市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、被災市町村に対する物資を確保し輸送するものとする。

○被災都道府県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。

○被災都道府県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示するものとする。

(3) 国による物資の調達、供給

○国は、支援物資のニーズ情報が得られる被災地については、物資の内容、引渡し場所等を迅速に把握し、政府内で共有の上、支援を開始できる体制を整えるものとする。

○国は、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合におい

ては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までの配送体制の確保状況等に留意するものとする。

- 国は、被災地からの要請がない中で、被災地方公共団体に対し、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。
- 国は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請するものとする。
- 厚生労働省は、関係事業者に対する給水の要請等を行い、供給を確保するものとする。
- 農林水産省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、食料について、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力等により、その供給の確保を図るものとする。
- 消防庁は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。
- 物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

第7節 保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

- 避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

1 保健衛生

- 厚生労働省及び地方公共団体は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
- 特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。
- 地方公共団体は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- 厚生労働省及び環境省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

6 府省庁防災業務計画

内閣府防災業務計画（平成25年10月一部改正）（抜粋）

第5節 災害救助法の適用

2 助言及びその他の支援

(2) 炊出しその他による食品及び飲料水の供与

- 事業者等の協力を得て、食品及び飲料水の提供に努めるとともに、直ちに用意できない場合は、差し当たり、当該都道府県が備蓄している乾パン、缶詰等の食品の供与を速やかに行うこと。
- 食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理施設を利用すること等による炊出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行うこと。
- 学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努めること。
- 被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の供与のための体制を緊急整備すること。

消費者庁防災業務計画（平成23年7月一部改正）（抜粋）

第3章 災害応急対策及び災害復旧

（応急措置の実施）

第9条 各課は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その所掌事務に関し、関係機関と密接な関係を図りつつ、基本法、防災基本計画、業務計画その他関係法令等に基づき、災害の発生又は拡大の防止のための所要の応急措置を速やかに実施するものとする。

（物価の安定に関する措置）

第10条 消費生活情報課は、自然災害又は原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関と密接な連携を図りつつ、生活関連物資等の需給・価格動向等災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

2 消費生活情報課は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災者等の生活の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等（食料、被服、日用品、燃料、生産資材その他の国民生活との関連性が高い又は国民

経済上重要な物資又は役務）の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。

3 消費生活情報課は、自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、当該被災地域において、生活関連物資等の供給が不足することにより、当該地域の住民の生活の安定が阻害され又は阻害されるおそれがあるときは、必要に応じ、農林水産省、経済産業省等の関係省庁と連携して、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づき、当該生活関連物資等の売渡し、輸送又は保管に関する指示を行うものとする。

文部科学省防災業務計画（平成24年11月20日文科施第353号修正）（抜粋）

第2 防災機能の整備

- ・ 災害時に学校等において、迅速かつ適切な消防、避難及び救助が実施できるよう、必要な消防、避難及び救助に関する施設・設備等の整備を促進する。

その際、学校等における飲料水、食料、毛布、緊急医療用資材等の備蓄又は大学附属病院における担架及び折りたたみ寝台等の救助設備並びに避難はしご、誘導灯及び誘導標識等の避難設備の整備に留意する。

第4 清掃防疫その他の保健衛生対策

- ・ 災害発生時における児童生徒等及び教職員並びに大学附属病院における患者等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保を行う。

第4節 教育に関する応急措置

- (1) 施設・設備の安全点検、応急復旧等
 - ・ 災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置が講じられるよう、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
 - ・ 施設・設備の安全点検に関し、被災地域の関係機関の要請に基づき、必要に応じ、技術職員の派遣等技術的支援の実施に努める。
- (2) 教育に関する応急措置に対する援助
 - ・ 被害を受けた児童生徒等の教科書の確保に関して必要な措置を講ずるとともに、都道府県等に対し、指導及び助言を行う。
 - また、被害を受けた児童生徒等の学用品の確保に関して当該市町村への援助等の必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う。
 - さらに、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。
 - ・ 学校給食物資の確保及び応急給食の実施に関して必要な措置を講ずるとともに、関係機関に対し、指導及び助言を行う
 - また、必要に応じ、関係団体等に援助の要請を行う。

厚生労働省防災業務計画（抜粋）

（平成 21 年 3 月 10 日厚生労働省発社援 110310001 号制定号修正）

第 2 編 災害応急対策

第 2 章 災害救助法の適用

第 2 節 災害救助法による救助の実施

第 2 炊出しその他による食品及び飲料水の供与

- 1 被災都道府県は、事業者等の協力を得て、食品及び飲料水の提供に努めるとともに、直ちに用意できない場合は、差し当たり、当該都道府県が備蓄している乾パン、缶詰等の食品の供与を速やかに行う。
- 2 被災都道府県は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理施設を利用すること等による炊出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- 3 被災都道府県は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により、適温食の確保に努める。
- 4 被災都道府県は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の供与のための体制を緊急整備する。

第 3 章 医療・保健に係る対策

第 4 節 公衆衛生医師及び保健師等による健康管理

- 1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。
 - (1) 公衆衛生医師及び保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。
 - (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行うこと。
 - (3) 被災者等及び救護活動並びに健康管理に従事している者の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センター等においてメンタルヘルスケアを実施すること。
- 2 被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師及び保健師等の派遣を要請する。
- 3 厚生労働省健康局及び社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県からの公衆衛生医師及び保健師等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。

第 4 章 福祉に係る対策

第 3 節 社会福祉施設等に係る対策

- 1 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。
- 2 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。
- 3 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、都道府県・市町村等に支援を要請する。

- 4 被災都道府県・市町村は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。
 - (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請すること。
 - (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずること。
 - (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保すること。
- 5 被災都道府県及び厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局、雇用均等・児童家庭局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを助言することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

第5節 児童に係る対策

第2 育児用品の確保

厚生労働省医政局、雇用均等・児童家庭局は、関係団体を通じて、哺乳びん、粉ミルク、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保するとともに、関係省庁及び省内関係部局との連携の下に関係業界に対し、供出を要請する。

農林水産省防災業務計画（修正平成25年8月8日25経営第1108号）（抜粋）

第2章 震災応急対応

第1節 応急用食料・物資等関係

1 応急用食料・物資の支援

- (1) 震災時に応急用食料（飲料を含む。以下同じ。）等農林水産省の所管に係る物資（以下「応急用食料・物資」という。）を円滑に調達・供給するため、農林水産省に食料・物資支援チームを設置する等体制整備を図る。また、地方公共団体等においても、次により、迅速かつ適切な調達・供給に努める。
 - ① 都道府県は、被災市町村からの要請や応急用食料・物資の供給状況等を踏まえ、地域防災計画に従い、備蓄食料の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の供給を行う。
その際、被災地域に対して、過不足なく応急用食料・物資が供給されるよう十分な配慮を行い、市町村との間で必要な調整を図るとともに、市町村に対し円滑な供給が行われるよう助言する。
 - ② 市町村は、地域防災計画に従い、被災者に対し、備蓄食料等の供給を行うとともに、自ら調達し、又は国、他の地方公共団体等によって引き渡された応急用食料・物資の円滑な供給を行う。
- (2) 毎年定期的実施する調達可能量調査の結果等を踏まえ、応急用食料・物資の供給可能量を緊急に調査し、これを関係都道府県に必要に応じ提示するとともに、その他の生鮮食料等についても、全国的・地域的な需給動向を把握して供給可能量を必要に応じ提示する。
- (3) 政府災害対策本部等又は都道府県知事から具体的な要請があった応急用食料・物資について、自ら備蓄しているものについては速やかに供給するとともに、その他のものについて関係業者又はその団体等に対し出荷要請を行う。
- (4) 必要に応じ、政府災害対策本部等又は被災地域の都道府県から、応急用食料・物資の調達・供給に関する支援要請があった場合は、直ちに関係機関との連携の下に必要な情報を政府内で共有して支援を開始する。また、被災地域の都道府県からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間、要請を待たずに応急用食料・物資の調達・供給を行う場合は、政府内で可能な限りの入手情報を共有し、遅延なく支援を開始する。
- (5) 応急用食料・物資の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、地方農政局長、北海道農政事務局長、地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長、内閣府沖縄総合事務局長及び森林管理局長は、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、応急用食料・物資の需給状況を、調達・供給開始後はその状況について速やかに災害担当部局に報告する。
なお、一の地方公共団体に複数の地方支分部局が存する場合は、担当の地方支分部局をあらかじめ指定する。また、地方公共団体に職員を派遣している場合にあつては、当該職員を活用する。
- (6) 関係業者又はその団体等からの応急用食料・物資の無償提供の申出があった場合には、速やかにその取りまとめを行い、必要に応じ、関係都道府県に連絡し、政府災害対策本部等、関係行政機関と連絡調整の上、輸送手段のあっせん等供給体制を構築する。
- (7) 平常時における措置として、震災に備えて応急用食料・物資の調達・供給体制の整備を次により行う。
 - ① 主食系の食料として、米穀を備蓄する。
 - ② 災害が発生した場合、精米、パン、おにぎり、弁当、包装米飯等の応急用食料について、関係業者又はその団体等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう体制を整備する。
なお、応急用食料については、毎年定期的に調達可能量（流通在庫量等）を調査し、各業者の

事業活動に支障を来さない範囲で、主要な地域ごとの供給可能量を関係都道府県に通知する。
また、木炭・煉炭・薪等についても、災害時に備え、供給可能な量の把握を行う。

- ① 自ら供給し、又は出荷要請をする応急用食料・物資の輸送について、あらかじめ関係行政機関、関係業者又はその団体等との間で必要な連絡体制を整備し、被災地への供給が円滑に行われるように努める。
- ② 家庭における備蓄を推進するよう、関係機関と協力する。

防衛省防災業務計画（24. 12. 21改正）（抜粋）

8 災害派遣時に実施する救援活動

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（抜粋）

（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 144 号 改正平成 16 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 164 号）

災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 9 条第 1 項及び第 11 条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第 1 章 救助の程度、方法及び期間

（救助の程度、方法及び期間）

第 1 条 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）第 9 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（収容施設の供与）

第 2 条 法第 23 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、100 人 1 日当たり 30,000 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。以下同じ。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とすること。

（炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第 3 条 法第 23 条第 1 項第 2 号の炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

1 炊出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,010 円以内とすること。

ニ 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とすること。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物により支給することができること。

2 飲料水の供給

- イ 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とすること。

8 災害救助法による救助の実施について

災害救助法による救助の実施について（抜粋）

（昭和40年5月11日社施第99号各都道府県知事宛厚生省社会局長通知

改正平成13年7月25日社援発第1286号）

今般「災害救助費の国庫負担について（昭和）40年5月11日厚生省社第163号厚生事務次官通知。以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、災害救助法による救助の実施については、法令及び交付要綱によるほか次の要領によって取り扱い、円滑な救助の実施について遺憾のないようにされたく通知する。

第3 市町村長に対する救助の委任

法第30条第1項の規定により、都道府県知事が救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすること（以下「救助の委任」という。）に関しては、次の点に留意すること。

- 1 救助の委任は、救助の迅速、的確化が図られ、かつ、市町村において実施し得る範囲に限って行うこと。
- 2 避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与及び災害にかかった者の救出等最も緊急を要する救助並びに学用品の給与等、都道府県において実施することが困難であると認められるものについては、市町村に対し、あらかじめ、救助の委任を受けて救助を実施する準備を求めていることが望ましいこと。

第5 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、令第9条第1項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成12年3月31日厚生省告示第144号。以下「告示」という。）に従い都道府県知事が定めているところであるが、その実施にあたっては、次の点に留意されたいこと。

（2）炊き出しその他による食品の給与

- ア 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか、機械、器具及び備品等の用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費とすること。
なお、握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費についても、炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用としてさしつかえないこと。
- イ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の限度額は、原則として市町村ごとに限度額の範囲内とすること。この場合、1日3食をもって計算するものであること。

（10）応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- ア 救援物資は、法による被服寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用食糧及び医薬品衛生材料のほか義援物資等被災者の応急救助のため使用される一切の物資を含むものであること。
ただし、他の法令等によりその費用が措置される物資及び次に掲げる資材等については原則として除くものであること
 - （ア）避難所設置のための資材等
 - （イ）応急仮設住宅建築のための資材等
 - （ウ）住宅の応急修理のための資材等
 - （エ）埋葬のための棺、壺及び骨箱
 - （オ）死体の一時保存のための資材等
 - （カ）障害物の除去のための資材等

9 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（抜粋）

平成25年8月 内閣府（防災担当）

第1 平常時における対応

4 避難所における備蓄等

（1）食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄を検討しておくこと。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

（2）その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体の保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配付方法については、事前に市のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

- ①仮設トイレを備蓄しておくこと。なお、バリアフリーに対応したトイレも備蓄しておくこと。
- ②高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。
- ③避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等を備蓄しておくことが望ましいこと。
- ④発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、非常用発電機及び衛星電話が避難所には設置されていることが望ましいこと。なお、通信手段の確保において、無線機や避難所の衛星電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであること。避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。
- ⑤マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと。なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、燃料の備蓄について、必要十分な量を備蓄しておくことが望ましいこと。ただし、ガソリン、石油等については、消防法で定める危険物に規定されているため、備蓄に当たっては同法との関係に留意する必要があること。
- ⑥その他生活必需品等の品目については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、被災者の生命、身体の保護を念頭に置き、次のとおり例示的に示した生活必需品を備蓄しておくことが望ましいこと。

ア タオルケット、毛布、布団等の寝具

イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着

ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

カ 茶碗、皿、箸等の食器

（3）生活用水の確保

飲料水の他に、トイレや避難所の清掃、洗濯、機材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要になる。命の継続に不可欠な飲料水は支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、衛生的な水を早期に確保できるようタンク、貯水槽、井戸等の整備に努めることが望ましいこと。

第2 発災後における対応

1 避難所運営等の基本方針

（1）避難所を運営するに当たっては、

- ・発災直後に避難・救助により助かった命の確保が最優先事項となる時期
- ・次第に生活が安定し始め、被災者自身による自治的な運営が行われる時期

といったフェーズに分類し、このフェーズごとに、その設置から解消に至るまで、避難所の設置やそのレイアウト作り等のハード面だけでなく、その運営等に係るソフト面についても、人員や物資が限られる中、最優先ですべき事項や、フェーズの移行につれて重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応していくこと。

（2）市町村の災害対策本部の下に、各避難所における被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等からの応援及びボランティア等の応援団体の派遣調整等をする「避難所運営支援班」を組織し、避難所運営を的確に実施することが望ましいこと。

（3）避難所のスペース、支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に

対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、高齢者、障害者等の枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することが望ましいこと。

（４）避難所を運営するに当たっては、避難所で生活する避難者だけでなく、その地域で在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、地域の避難所を、情報収集や情報提供、食料・飲料水、物資、サービスの提供等に関する地域の支援拠点とすることが適切であること。

3 避難所リスト及び避難者名簿の作成

（１）避難所の状況を把握し、支援を漏れなく実施するため、市町村の避難所担当部門は開設している避難所をリスト化しておくことが望ましいこと。

（２）避難者の数や状況の把握は、食料の配給等において重要となることから、避難者一人一人に氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記帳してもらい、避難者名簿を作成することが望ましいこと。

（３）そのため、こうした個別の情報を記載でき、情報の開示先、開示する情報の範囲についての被災者の同意の有無についてもチェックできる避難所名簿の様式をあらかじめ作成し、印刷して避難所の備蓄倉庫に保管しておくことが望ましいこと。また、避難所運営訓練をとおして自治体担当者と住民がこれら様式を普段から活用できるようにしておくこと。

（４）作成した避難者名簿の情報については、災対法第 90 条の 3 に基づき作成する被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用することが適切であること。

6 応援体制の整備

（１）応援要請

①被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに都道府県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請すること。

②医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、都道府県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましいこと。

（２）ボランティアとの連携

ボランティアとの連携方法については、次によるほか、「災害時の福祉救援ボランティア活動に関するマニュアル」（平成 8 年 10 月 1 日）を参考とすること。

①被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携すること。

②ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。

③ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアの需要について把握し、活動者に的確な情報を提供すること。

④避難者自身にも、ボランティア活動に参加するよう呼びかけること。

7 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

（１）食事の原材料表示

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、避難所で提供する食事の原材料表示を示した包装や食材料を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにすること。

（２）避難者自身によるアレルギーを起こす原因食品の情報提供

避難所において、食物アレルギーの避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、配慮願いたい旨を周囲に伝えるために、周りから目視で確認できるよう食物アレルギーの対象食料が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用すること。

（３）文化・宗教上の理由による食事への配慮

文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましいこと。

8 衛生・巡回診療・保健

（１）各避難所への保健師等の巡回

①市町村は各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症の予防や生活習慣病などの疾患の発症や悪化予防、被災者の心身の機能の低下を予防するため、避難所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施すること。

②そのアセスメント等の結果を踏まえ、避難所運営関係者、福祉分野をはじめとした専門職、ボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図ること。

③また、プライバシーに配慮して診察を受けることができるよう、被災者のプライバシーの確保を徹底し、可能な限り診察スペースも設けることが望ましいこと。

10 地域における行政栄養士の基本指針

地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について (平成 25 年 3 月 29 日厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知)

別紙

地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針（抜粋）

この指針は、地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進するに当たり、行政栄養士が、都道府県、保健所設置市及び特別区、市町村において、「健康日本 21（第 2 次）」の推進を踏まえ、健康づくりや栄養・食生活の改善に取り組むための基本的な考え方とその具体的な内容を示したものである。

1 都道府県

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

⑥ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、市町村や関係機関等と調整を行い、必要なネットワークの整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、都道府県の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局との調整を行うとともに、保健医療職種としての災害発生時の被災地への派遣の仕組みや支援体制の整備に関わること。また、地域防災計画に基づく的確な対応を確保するため、市町村の地域防災計画における栄養・食生活の支援内容と連動するよう調整を行うとともに、関係機関や関係者等との支援体制の整備を行うこと。

2 保健所設置市及び特別区

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

⑤ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、住民に対して適切な情報の周知を図るとともに、近隣自治体や関係機関等と調整を行い、的確な対応に必要なネットワークの構築や支援体制の整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、保健所設置市又は特別区の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局との調整を行うとともに、保健医療職種としての災害発生時の被災地への派遣の仕組みや支援体制の整備に関わること。

3 市町村

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

③ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、住民に対して適切な情報の周知を図るとともに、都道府県や関係機関等と調整を行い、的確な対応に必要なネットワークの構築や支援体制の整備を図ること。

特に、災害の発生に備え、都道府県の地域防災計画等を踏まえ、市町村の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局と調整を行うこと。

1 1 避難所の食事内容の改善に関する緊急提案

平成 23 年 5 月 2 日
関西広域連合広域防災局（兵庫県健康増進課）

平成 23 年 4 月 28 日
兵 庫 県

避難所の食事内容の改善に関する緊急提案

1 現 状

宮城県が 4 月上旬に実施した、宮城県内の避難所住民の栄養状況調査によれば、総じて避難所住民は栄養量が不十分な状態にある。

具体的には、「避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について（平成 23 年 4 月 23 日付厚生労働省生活習慣病対策室事務連絡）」と比べ、避難所の 9 割がエネルギー不足、8 割がタンパク質不足、9～10 割がビタミン類の欠乏、となっている。

また、500 人以上の避難所の約半数が、1 日 2 食の食事提供にとどまり、大規模避難所ほど低栄養の傾向があるなど、避難所によって提供される食事内容に格差があることが明らかになった。

2 改善案

全ての避難者に栄養的な配慮がなされた温かい食事を盛り込んだ「1 日 3 食」の食事提供の必要がある。そのためには、災害救助法による食費の一般基準の嵩上により、栄養バランスのとれた食事の提供を行う必要がある。

なお、阪神淡路大震災の際には、災害救助法による食費の一般基準の嵩上（一人一日 850 円→1, 200 円）と期間延長（7 日→7 か月）が、兵庫県の国への強い要望により実現した。

併せて、兵庫県が被災市町に対し、救援物資の効果的な配布や避難所への簡易調理設備の設置による調理環境改善、ボランティアによる避難所の炊き出し実施場所の調整や献立の助言等を行い、提供される食事内容の改善を行った。

3 提 案

上記のとおり避難所生活の長期化による健康上の影響が心配されることから、以下の項目を緊急提案する。

① 国に対して

- ・災害救助法による食事給与単価の特別基準適用を図るとともに、その内容を被災県及び被災市町村に周知すること。
- ・食品や飲料水の提供期間を、2 か月から避難所解消までに延長すること。

② 被災県に対して

- ・早急に、国に対し、災害救助法による食事給与単価（1,010 円）の特別基準の適用（阪神・淡路大震災：5 割増し）について協議すること。

③ 被災市町村に対して

- ・全ての避難者へ、タンパク質供給食品、野菜類を取り入れた温かい食事を盛り込んだ「1 日 3 食」が提供されるための体制を整備すること。
- ・避難所に簡易調理設備を設置すること。
- ・ボランティア等が行う炊き出しを支援すること。

12 避難所における食事提供の計画・評価のために当面目標とする栄養の参照量について

(平成 23 年 4 月 21 日厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室事務連絡)

事務連絡
平成 23 年 4 月 21 日

岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市及びいわき市
健康づくり施策主管部局 御中

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量について

被災後 1 ヶ月が経過し、食事量は改善しつつありますが、おにぎりやパンなどの主食が中心で、肉・魚等のたんぱく質や野菜などの副食の摂取は十分ではなく、避難所間での不均衡もみられる状況にあります。

エネルギー・栄養素摂取不足の影響による栄養不良や体力低下が顕著になってくる時期にあることから、避難所生活の長期化を視野に入れ、必要な栄養量の確保のために安定的に食事提供を行う条件の整備が急務となっています。

については、今般、別紙のとおり、被災後 3 ヶ月までの当面の目標として、避難所における食事提供の計画・評価のための栄養の参照量を算定しましたので、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、留意事項を参考に、地域や避難所の実情を十分に考慮し、食事回数や食事量の確保・調整を行い、必要な栄養量の確保に努めていただきますようお願いします。

(別紙)

避難所における食事提供の計画・評価のために
当面の目標とする栄養の参照量

(1 歳以上、1 人 1 日当たり) エネルギー	2, 0 0 0 kcal
たんぱく質	5 5 g
ビタミン B 1	1 . 1 m g
ビタミン B 2	1 . 2 m g
ビタミン C	1 0 0 m g

13 避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について

(平成 23 年 6 月 14 日厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室事務連絡)

事務連絡
平成 23 年 6 月 14 日

岩手県、宮城県、福島県、盛岡市、仙台市、郡山市及びいわき市
健康づくり施策主管部局 御中

厚生労働省健康局総務課
生活習慣病対策室

避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について

避難所における食事提供については、平成 23 年 4 月 21 日に、緊急的に必要な栄養量の確保を図るため、食事提供の計画において目指すべき量として、被災後 3 ヶ月までの当面の目標とする栄養の参照量をお示ししたところですが、この間、関係者の方々のご尽力により、食事量や食事内容は全般的には改善しつつあります。

しかしながら、避難所によっては依然として、野菜の摂取不足など食事内容に改善が必要な状況も見受けられており、避難所生活が長期化する中、日々の食事は、栄養不足の回避、生活習慣病の予防・改善、さらには生活の質の向上のために、一層重要となっています。

については、今般、下記のとおり、被災後 3 ヶ月以降の避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量をお示するとともに、食事提供に係る配慮事項をとりまとめましたので、避難所の運営において、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域や避難所の実情を十分に考慮し、適切な栄養管理の実施に努めていただきますようお願いします。

なお、今後更に、応急仮設住宅における栄養改善の留意事項についてお示しする予定であることを申し添えます。

記

I 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量について

1. 本参照量は、食事内容が改善しつつある状況を踏まえ、避難所生活が長期化する中で、栄養素の摂取不足を防ぎ、かつ生活習慣病を予防するため、栄養バランスのとれた適正量を安定的に確保する観点から、食事提供の評価を踏まえた計画の決定のための目安となる量として提示するものである。

2. 本参照量は、平時において給食管理を目的として日本人の食事摂取基準(2010 年版)を用いる場合の概念をもとに、以下の(1)～(3)を基本的考え方として設定することとした。

(1) エネルギー摂取の過不足については、利用者の体重の変化で評価することとなるが、参照量については、避難所ごとで利用者の年齢構成や活動量が異なることを勘案し、身体活動レベルⅠとⅡの推定エネルギー必要量を用いて算出し、幅を持たせて示すこととした(表1)。

(2) たんぱく質、ビタミンB1、ビタミンB2 及びビタミンCについては、栄養素の摂取不足を防ぐため、推定平均必要量を下回る者の割合をできるだけ少なくすることを目的とする。なお、たんぱく質については、体たんぱく質量の維持に十分な量を考慮して、参照量を設定することとした(表1)。

(3) このほか、特定の対象集団について、栄養素の摂取不足を防ぐため配慮を要するものとしてカルシウム、ビタミンA及び鉄について、また、生活習慣病の一次予防のため配慮を要するものとしてナトリウム(食塩)について、それぞれ配慮すべき事項を設けることとした(表2)。

なお、利用者の年齢構成等が把握できる場合は、平時と同様、食事摂取基準を活用することになるので、対象特特別の参照量は示さないこととした。

表 1 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量

ーエネルギー及び主な栄養素についてー

目 的	エネルギー・栄養素	1 歳以上、1 人 1 日当たり
エネルギー摂取の 過不足の回避	エネルギー	1,800～2,200kcal
栄養素の摂取不足の回避	たんぱく質	55 g 以上
	ビタミン B 1	0.9 mg 以上
	ビタミン B 2	1.0 mg 以上
	ビタミン C	80 mg 以上

表 2 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量

ー対象特性に応じて配慮が必要な栄養素についてー

目 的	栄養素	配慮事項
栄養素の摂取不足の回避	カルシウム	骨量が最も蓄積される思春期に十分な摂取量を確保する観点から、特に 6～14 歳においては、600mg/日を目安とし、牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜、小魚など多様な食品の摂取に留意すること
	ビタミン A	欠乏による成長阻害や骨及び神経系の発達抑制を回避する観点から、成長期の子ども、特に 1～5 歳においては、300 μ g RE/日を下回らないよう主菜や副菜（緑黄色野菜）の摂取に留意すること
	鉄	月経がある場合には、十分な摂取に留意するとともに、特に貧血の既往があるなど個別の配慮を要する場合は、医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の一次予防	ナトリウム (食塩)	高血圧の予防の観点から、成人においては、目標量（食塩相当量として、男性 9.0 g 未満/日、女性 7.5 g 未満/日）を参考に、過剰摂取を避けること

Ⅱ 避難所における食事提供に係る栄養管理の留意事項について

1. 避難所生活が長期化する中で、利用者の健康・栄養状態等に配慮し、食事提供においては、以下の(1)から(4)に留意すること。

(1) 利用者の状況やニーズに応じた食事提供

- ①避難所における食事提供のための栄養量の算定に当たっては、利用者の性別や年齢構成を把握するよう努めること。
- ②献立作成に当たっては、食欲不振等を来さないように、利用者のニーズも考慮し、利用者の希望するメニューや暑さに配慮した食べやすいメニューを取り入れるなど、メニューの多様化や適温食の提供に配慮すること。
- ③高齢者や病者など個別対応が必要な者に係るニーズの把握に努めるとともに、栄養補助食品の活用も含め、適切な支援を行うこと。また、アレルギー対応食品の要望があった場合には、適切に支援すること。治療を目的とした栄養管理が必要な方には、医療機関での専門的支援につなぐ体制を確保すること。

(2) 安全かつ栄養バランスのとれた食事提供

- ①調理や食事提供に必要な設備・器具、食材を確保すること。また、調理担当者の確保及び担当者への衛生管理の周知に努めること。
- ②食中毒防止のため、調理器具や食材の管理、調理・配膳方法等は、衛生的に行うこと。

(3) 健康・栄養管理のための情報提供及び環境整備

- ①糖尿病や高血圧など食事管理の必要な方が食事の内容や量の調整ができるように、食事のエネルギーや食塩の含有量について簡易な掲示を行ったり、食材やエネルギー量の異なる選択メニューを導入するなど、できる限り工夫すること。
- ②利用者が適切な体重を維持できるように、提供する食事のエネルギー量の調整を図るとともに、健康管理の観点から、避難所に体重計を用意するなどし、利用者自身が計測できる環境づくりに努めること。
- ③避難所の食事提供以外に、利用者自身が食品を購入できる環境にある場合には、避難所で提供される食事で不足しがちな食品を推奨するなど、健康管理につながる情報の提供に努めること。

(4) 適切な栄養管理を行うための管理栄養士・栄養士の確保

食事の提供方法が炊き出しや弁当の利用など多様であることから、それぞれに対応した適切な栄養管理が行えるよう、また応急仮設住宅における巡回栄養指導等の実施も視野に入れ継続的な支援ができるよう、重点分野雇用創出事業の活用などにより管理栄養士・栄養士の確保に努めること。

2. 継続的に1回100食以上を提供する場合は、健康増進法に基づく特定給食施設における栄養管理の基準（健康増進法施行規則第9条各号）を参考に、以下の(1)から(5)により適切な栄養管理を実施するよう努めること。

(1) 避難所を利用して食事の供給を受ける者の身体の状態、栄養状態、生活習慣等を把握し、これらに基づき、適当なエネルギー量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。

(2) 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。

(3) 献立表の掲示並びにエネルギー量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対し、栄養に関する情報の提供を行うこと。

(4) 献立表等を適正に作成し、当該避難所に備え付けること。

(5) 衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日衛食第85号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」の内容を参考に、食中毒防止の徹底を図ること。

日本栄養士会災害支援チーム活動マニュアル（基礎編）VOL. 1

平成26（2014）年2月

公益社団法人日本栄養士会 JDA-DAT運営委員会編集